

下妻市公告第22号

新庁舎建設に伴う移転計画及び移転業務を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式により業務委託の事業者選定を行うので、下記のとおり公告する。

令和4年7月1日

下妻市長 菊池 博

記

1 業務名

新庁舎建設に伴う移転計画及び移転業務委託

2 業務内容

①【移転計画策定業務】

- ・「業務計画書」の作成
- ・「現状調査書」の作成
- ・「レイアウト修正図」の作成
- ・「養生計画書」の作成
- ・「移転スケジュール」の作成
- ・「移転作業実施計画書」の作成
- ・「搬出入調整作業及び入退館管理」の実施

②【移転業務】

- ・移転準備業務
- ・移転支援業務
- ・施設の養生
- ・移転対象物品の搬送・設置（固定等含む）
- ・移転作業終了後の作業現場の清掃、開梱資材の回収
- ・不要什器の集積業務

3 履行期限

契約締結日から令和5年6月30日（金）まで

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、参加表明書の提出日時点において、次の①から⑦までの要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- ① 令和4年度下妻市競争入札参加資格者名簿（物品の製造（役務の提供）等）に登録されている者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。
- ③ 下妻市建設工事請負業者等指名停止等措置要領（平成25年下妻市告示第12号）別表第1及び別表第2に定める措置基準に該当する者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、再生手続開始の決定を受けた者であること。
- ⑤ 下妻市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成20年下妻市訓令第7号）別表に定める措置要件に該当する者でないこと。
- ⑥ ①から⑤までに掲げる者のほか、案件ごとに定める資格要件を満たしている者であること。
- ⑦ 過去10年（平成25年4月1日から参加表明書提出日までの）の間に業務完了した同種業務について、元請として履行が完了した実績を有すること。

【同種業務】

移転業務とは、官公庁の新庁舎移転業務とする。

5 業務実施上の条件

業務の実施に当たっては、次の条件を満たすものとする。

- ① 業務の再委託

業務の一部を再委託しようとする場合には、本市の承諾を受けなければならない。

なお、委託業務の全部又は主たる部分を再委託してはならない。

② 秘密保持義務

業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

③ 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

6 審査方法

事務局が算定する実績評価による評価点、委員会による提案書及びプレゼンテーション等の評価点を踏まえ、最も優れた提案者を最優秀提案者 1 者、次に優れた提案者を次点提案者 1 者として選定する。

7 書類の配布

下妻市公式ホームページ「<http://www.city.shimotsuma.lg.jp>」において配布する。

8 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の要領で参加表明書及び業務提案書等を提出すること。

① 提出期間

令和 4 年 7 月 1 日（金）から令和 4 年 7 月 1 2 日（火）まで

② 提出部数

実施要領のとおり

③ 提出方法

本件事務局へ直接持参又は郵送すること。ただし、郵送する場合は、受付期間までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「書留郵便」とし、令和 4 年 7 月 1 2 日（火）午後 5 時まで送付物の到着確認を電話により行うこと。

9 その他

本プロポーザルの詳細は、新庁舎建設に伴う移転計画及び移転業務委託公募型プロポーザル実施要領による。

1 0 問合せ先（事務局）

〒304-8501 茨城県下妻市本城町二丁目 22 番地

下妻市総務部財政課施設経営係 担当：山田・岩田・飛田・神藤

TEL：0296-43-2235（直通）

TEL：0296-43-2111（代表）内線 1343～1345

FAX：0296-43-4214

E-MAIL：zaisei@city.shimotsuma.lg.jp